

## 令和7年度第1回水戸市公設地方卸売市場運営協議会 次第

開催日時 令和8年2月27日（金）  
午前11時～

開催場所 中央棟2階会議室

### 議 題

- (1) 正副会長の選任について
- (2) 卸売業者取扱高及び市場活性化事業の取組状況について
- (3) 市場再整備事業について
- (4) 水戸市公設地方卸売市場条例の一部改正について
- (5) その他

## 資料1

## 令和7年 卸売業者取扱高の状況について

区分	青果部(2社)				水産物部(2社)				花き部(1社)				計	
	数量(t)	前年比	金額(千円)	前年比	数量(t)	前年比	金額(千円)	前年比	数量(千本)	前年比	金額(千円)	前年比	金額(千円)	前年比
1月	7,017	92.53	2,532,071	125.09	5,150	100.65	3,991,655	103.11	857	92.16	87,753	126.59	6,611,479	110.84
2月	7,061	84.22	2,502,573	108.12	4,764	89.11	3,697,476	98.69	887	87.84	79,594	104.39	6,279,643	102.31
3月	7,801	97.69	2,780,191	109.53	5,748	104.20	4,261,294	104.51	2,097	90.80	150,356	85.18	7,191,841	105.88
4月	7,959	97.73	2,572,098	96.52	5,499	99.22	4,021,152	97.25	972	81.43	66,381	81.56	6,659,631	96.78
5月	8,791	101.61	2,677,956	93.46	5,424	97.73	4,030,240	101.79	1,105	88.64	87,484	69.85	6,795,680	97.78
6月	8,587	95.96	2,608,951	98.91	4,905	87.36	3,792,254	101.39	1,021	93.55	64,791	106.86	6,465,996	100.43
7月	7,005	96.25	2,087,302	100.38	5,802	103.27	4,230,465	101.64	980	83.09	71,860	89.23	6,389,627	101.07
8月	7,455	94.96	2,536,372	96.78	5,046	92.66	4,481,944	102.66	1,792	96.37	132,243	84.36	7,150,559	100.10
9月	7,970	99.67	2,602,973	106.83	5,510	105.51	4,279,511	108.69	1,542	93.53	113,244	88.65	6,995,728	107.60
10月	8,646	99.40	2,398,073	96.77	5,532	99.00	4,438,549	108.50	883	100.40	72,195	96.46	6,908,817	103.99
11月	8,420	94.68	2,304,929	93.09	5,579	97.06	4,162,731	99.54	760	79.79	73,044	82.30	6,540,704	109.69
12月	9,237	106.57	2,852,282	94.67	7,123	101.13	6,632,155	102.94	1,488	97.52	132,730	90.42	9,617,167	100.15
計	95,949	96.84	30,455,771	101.02	66,082	98.11	52,019,426	102.58	14,384	90.89	1,131,675	89.48	83,606,872	101.81

## 【参考】

区分	青果部(2社)				水産物部(2社)				花き部(1社)				計	
	数量(t)	前年比	金額(千円)	前年比	数量(t)	前年比	金額(千円)	前年比	数量(千本)	前年比	金額(千円)	前年比	金額(千円)	前年比
令和4年取扱高	106,729	94.00	28,755,332	101.59	70,684	104.57	47,224,987	103.57	18,485	90.18	1,439,636	102.77	77,419,955	102.81
令和5年取扱高	103,235	96.73	28,957,271	100.70	67,854	96.00	48,666,617	103.05	16,789	90.83	1,339,694	93.06	78,963,582	101.99
令和6年取扱高	99,081	95.97	30,148,591	104.11	67,351	99.26	50,710,759	104.20	15,826	94.26	1,264,769	94.41	82,124,119	104.00

## 令和7年度 市場活性化事業について

区分	開催日	来場者数	備考
みとっぼわくわく感謝市	10月12日	4,400人	
年末感謝市	12月27日 から30日	11,500人	
朝市	毎月第2土曜日 (10月除く)	9,430人	人数は4月～2月までの計10回合計
夏休み親子市場見学会	7月26日 8月23日	54人	小学生とその親を対象 市場見学と鮭の食べ比べを実施
市場見学とクリスマスリース作り教室	12月5日, 12日	50人	大人対象 市場見学とクリスマスリース作りを実施
バレンタインデー親子市場見学会	令和8年2月14日	54人	小学生と保護者対象 市場見学といちご食べ比べといちごのスイーツ作りを実施
その他市場見学		34人	日本農業実践学園 中国江蘇省野菜協会

## 【参考】令和6年度 実施状況

区分	来場者数
みとっぼわくわく感謝市	4,800人
年末感謝市	10,700人
朝市(11回開催)	10,640人
市場見学会	133人
合計	約26,300人

大好評につき

公設地方卸売市場としては  
日本一の取扱高!

# 水戸市公設地方卸売市場

## 朝市を令和8年4月から

### 毎月2回開催します!

第2・第4土曜日

朝市の日以外もいつでもお買物できます!  
(休場日除く)

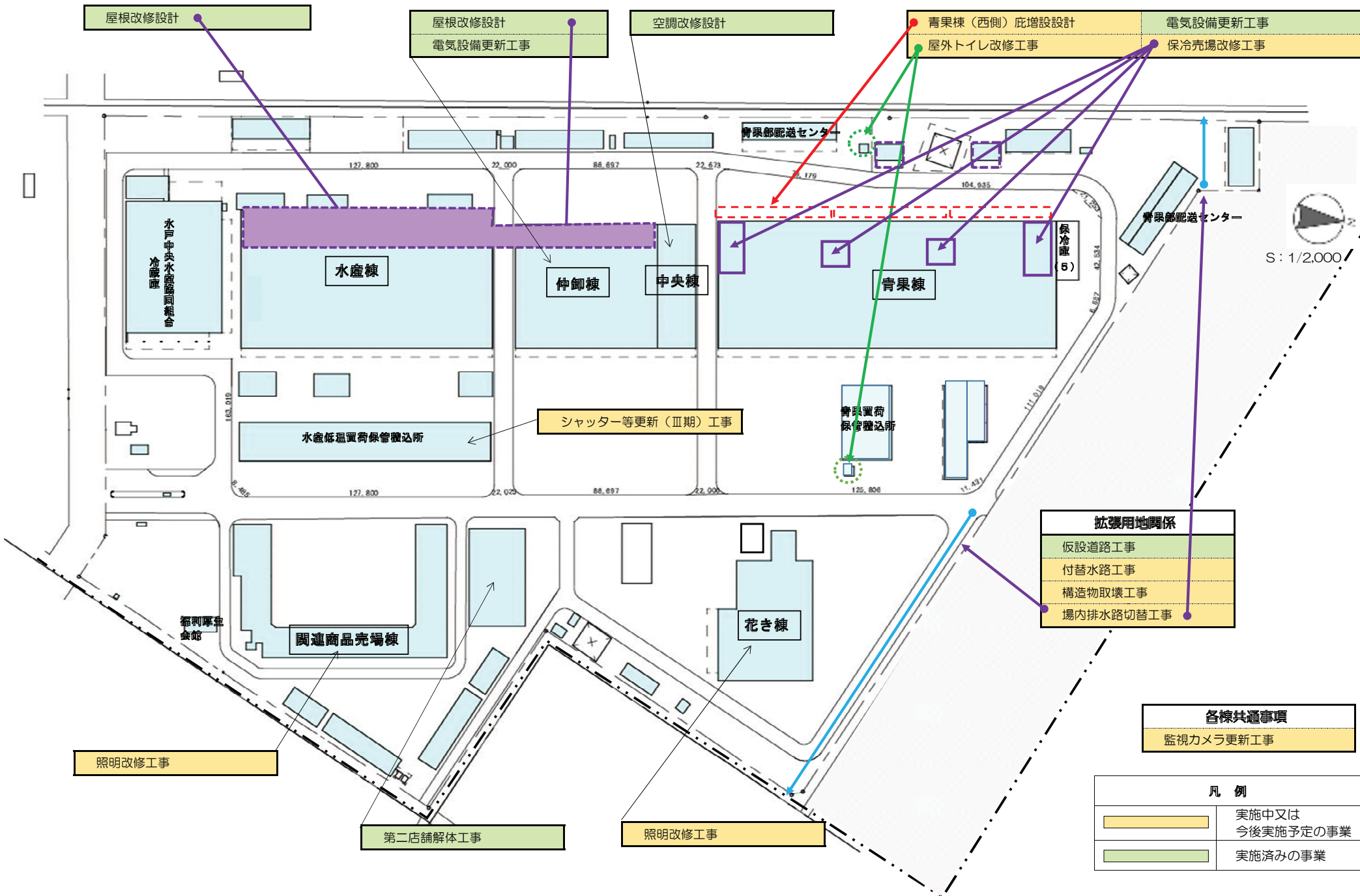
### 午前8時～午前11時まで

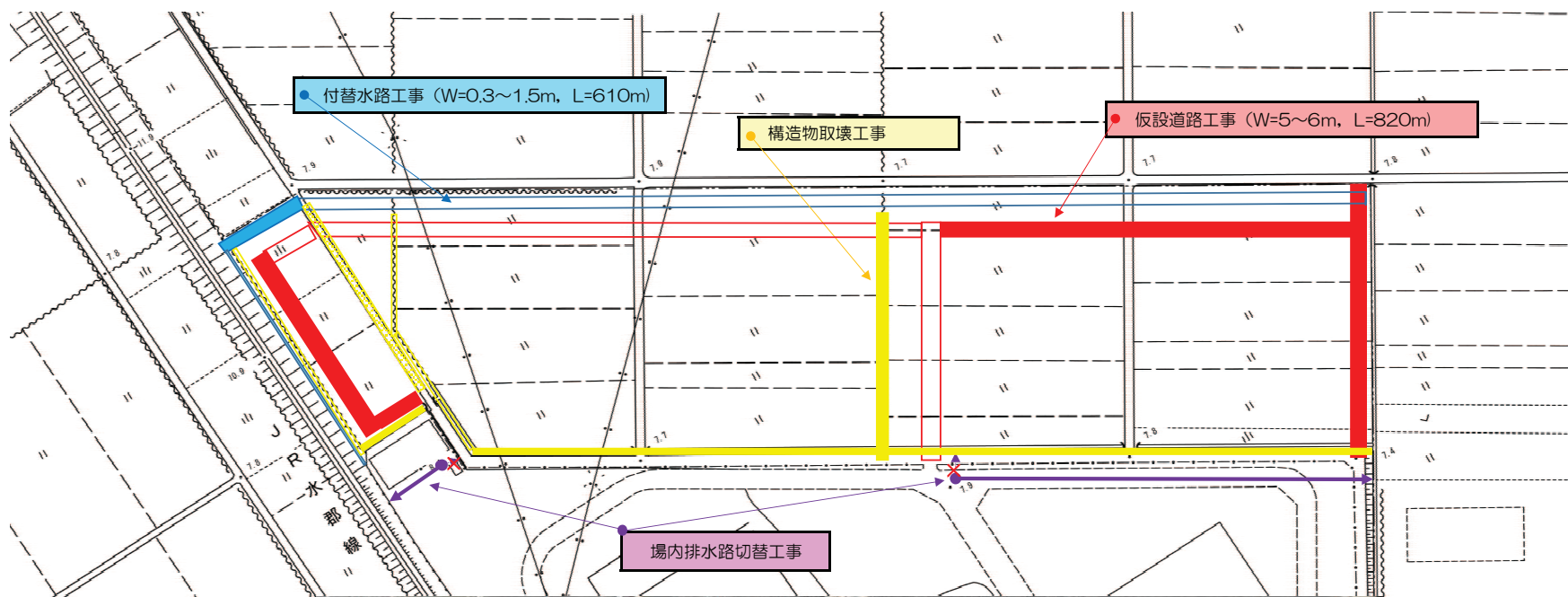
開催場所：青果・水産仲卸売場、関連店舗  
(水産仲卸は午前10時頃まで、食堂は午後1時頃まで)

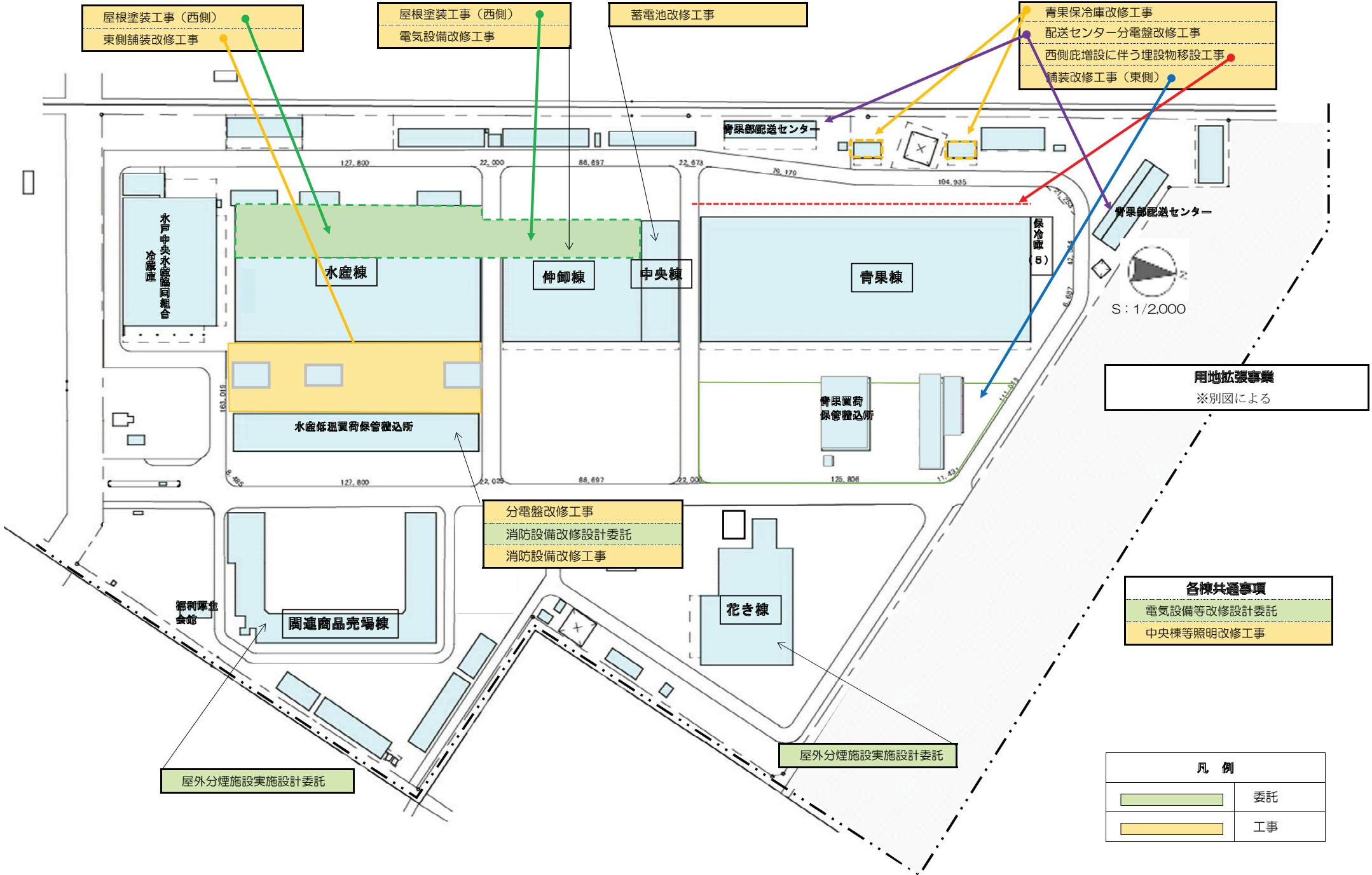
青果・水産仲卸売場では、新鮮な野菜・果物・魚介類などを豊富に取りそろえ、一般のお客様でもお求めやすいよう小分けにして販売しています。関連店舗では、お菓子や業務用食材、日用品などの販売や食堂も営業しております。

ぜひ、水戸市青柳町にある水戸市公設地方卸売市場までお越し下さい。

お問い合わせ：水戸市公設地方卸売市場協力会  
水戸市







屋根塗装工事（西側）  
東側舗装改修工事

屋根塗装工事（西側）  
電気設備改修工事

蓄電池改修工事

青果保冷库改修工事  
配送センター分電盤改修工事  
西側庇増設に伴う埋設物移設工事  
舗装改修工事（東側）

分電盤改修工事  
消防設備改修設計委託  
消防設備改修工事

屋外分煙施設実施設計委託

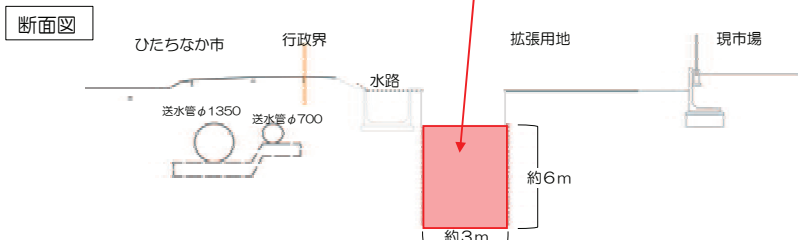
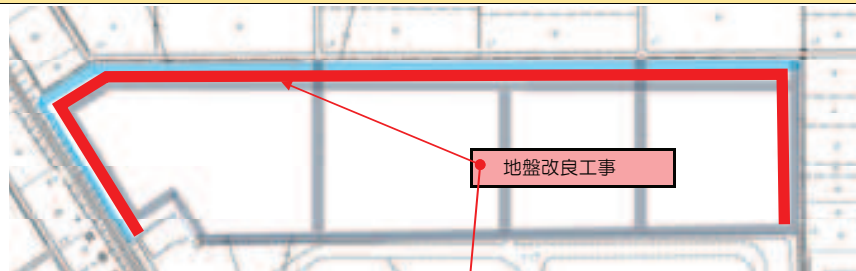
屋外分煙施設実施設計委託

用地拡張事業  
※別図による

各棟共通事項  
電気設備等改修設計委託  
中央棟等照明改修工事

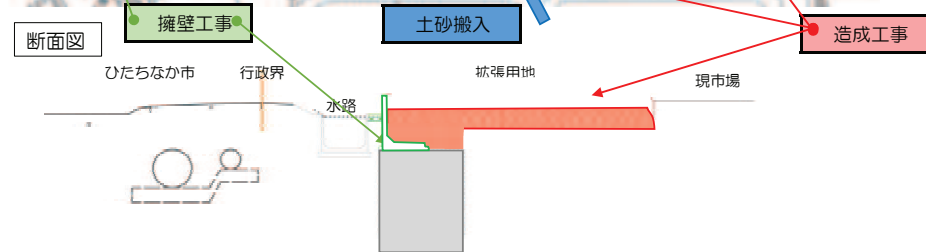
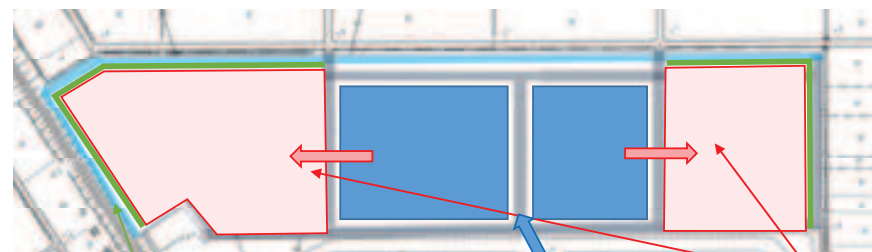
凡例	
<span style="display:inline-block; width:20px; height:10px; background-color:#c8e6c9;"></span>	委託
<span style="display:inline-block; width:20px; height:10px; background-color:#fff9c4;"></span>	工事

令和8年度



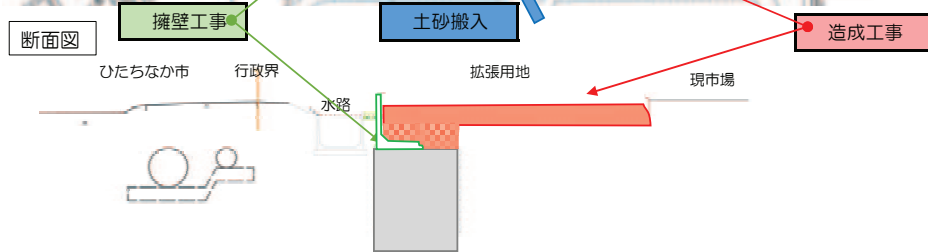
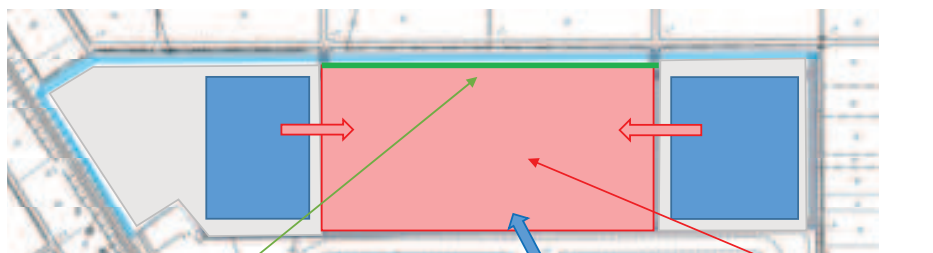
- 地盤改良（軟弱地盤対策）工事
- 管理委託

令和9年度



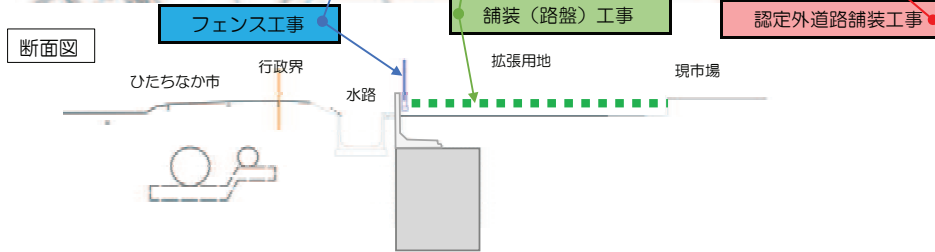
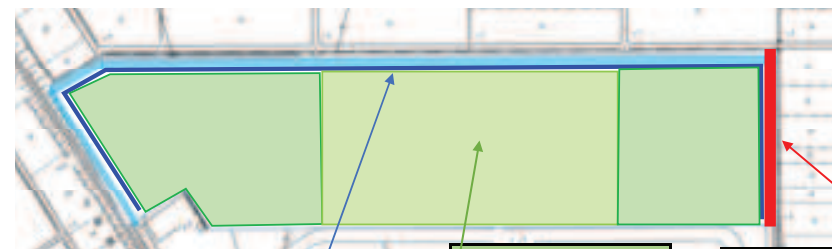
- 土砂搬入
- 造成工事
- 擁壁工事
- 管理委託

令和10年度



- 土砂搬入
- 造成工事
- 擁壁工事
- 管理委託

令和11~14年度



- 路床不陸整正工事
- 舗装（路盤）工事
- フェンス工事
- 認定外道路舗装工事

## 水戸市公設地方卸売市場条例の一部改正について

### 1 改正理由

卸売市場法の一部改正に伴い、水戸市公設地方卸売市場（以下「市場」という。）の業務規程に相当する条例に、市場で取り扱う指定飲食料品等の公表等を規定することが義務付けられたため、関係規定の整備を行う。

### 2 主な改正内容

次の事項を公表する規定を新設する。

- (1) 市場において取り扱う「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」（以下「食品等持続的供給法」という。）第 42 条第 1 項に規定する指定飲食料品等（第 40 条の 2 第 1 号）
- (2) 指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第 42 条第 1 項第 1 号に規定する指標（第 40 条の 2 第 2 号）
- (3) 食品等持続的供給法第 36 条各号に規定する措置の内容（第 40 条の 2 第 3 号）

### 3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

## 水戸市公設地方卸売市場条例・同条例施行規則の改正について

水戸市公設地方卸売市場条例 改正（案）	水戸市公設地方卸売市場条例施行規則 改正（案）
<p data-bbox="246 363 862 395">（市場において取り扱う指定飲食料品等の公表等）</p> <p data-bbox="197 406 1108 475">第 40 条の 2 市長は、次の各号に掲げる事項について、規則で定めるところにより公表するものとする。</p> <p data-bbox="230 486 1108 662">(1) 市場において取り扱う指定飲食料品等（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成 3 年法律第 59 号。以下「食品等持続的供給法」という。）第 42 条第 1 項に規定する指定飲食料品等をいう。次号において同じ。）</p> <p data-bbox="230 673 1108 742">(2) 市場において取り扱う指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第 42 条第 1 項第 1 号に規定する指標</p> <p data-bbox="230 753 974 785">(3) 食品等持続的供給法第 36 条各号に規定する措置の内容</p> <p data-bbox="280 837 369 869">付 則</p> <p data-bbox="230 880 795 912">この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p data-bbox="1176 363 1792 395">（市場において取り扱う指定飲食料品等の公表等）</p> <p data-bbox="1131 406 2027 475">第 33 条の 2 条例第 40 条の 2 の規定による公表は、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。</p> <p data-bbox="1209 837 1299 869">付 則</p> <p data-bbox="1164 880 1724 912">この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。</p>

# 食料システム法の概要 (食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律)

## 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の一部改正

### ○ 題名

「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」に改正。

### ○ 目的

食品等事業者が食料システムにおいて農林漁業者と一般消費者をつなぐ重要な役割を果たしていることに鑑み、食品等事業者による事業活動の促進と食品等の取引の適正化をもって、農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に資する旨規定。

### 1 食品等事業者による事業活動の促進

(1) 農林水産大臣は、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進に関する基本方針を策定（(2)および(3)の活動の意義及び目的、基本的事項等）。

(2) 食品等事業者が、次の事業活動に関する計画を作成し、農林水産大臣が認定。

- ① 安定取引関係確立事業活動（農林水産業と食品産業の連携強化）
- ② 流通合理化事業活動（流通の効率化、付加価値向上等）
- ③ 環境負荷低減事業活動（温室効果ガスの排出量の削減等）
- ④ 消費者選択支援事業活動

（持続可能性に配慮した物の選択を消費者が行うことに寄与する情報の伝達等）

※ ①～④には技術開発利用、事業再編を含む。

(3) 地方公共団体、一般社団法人等、(2)の事業活動を連携して支援しようとする者は、連携支援計画を作成し、農林水産大臣が認定。

#### 〈支援措置〉

(2)の計画：日本政策金融公庫による長期低利融資  
農業・食品産業技術総合研究機構の研究開発設備の供用等  
(このほか、税法にて、中小企業経営強化税制、カーボンニュートラル投資促進税制等の税制特例を措置)

(3)の計画：補助金等で整備された施設等の有効活用 等

令和7年10月1日施行

令和8年4月1日施行

### 2 食品等の取引の適正化

(1) 農林水産大臣は、食品等の取引の適正化に関する基本方針を策定。

(2) 飲食料品等事業者・農林漁業者は、次の措置を講ずるよう努力。

- ① 持続的な供給に要する費用等の考慮を求める事由を示して協議の申出がされた場合、誠実に協議。
- ② 持続的な供給に資する取組（商慣習の見直し等）の提案があった場合、検討・協力。

(3) 農林水産大臣は、(2)①、②に関する事業者の行動規範（判断基準）を、基本方針に基づき省令で策定。

(4) 農林水産大臣は、(3)の判断基準を勘案し、次の措置を実施。

- ① 適確な実施を確保するため必要な場合、指導・助言を実施。
- ② 実施状況が著しく不十分な場合、勧告・公表を実施。

（勧告の実施に必要な場合、報告徴収・立入検査を実施。）

※ 不公正な取引方法に該当する事実がある場合、公取委に通知。

(5) 農林水産大臣は、取引において、通常、費用を認識しにくい飲食料品等を省令で指定。その費用の指標の作成・公表等を行う団体を、基本方針や省令に基づき認定。

### 卸売市場法の一部改正

- 中央卸売市場・地方卸売市場の開設者は、指定飲食料品等、その費用の指標等を公表。

ただし、次の行為については、施行の日前でも実施が可能  
・ (1)の基本方針の策定、(3)の判断基準の策定、(5)のうちの飲食料品等の指定  
・ (5)のうちの団体の認定に係る準備行為

# 食料システム法による合理的な価格形成の促進（食品等の取引の適正化措置の全体像）

## 食品等の取引の適正化に関する基本方針（法第33条）

○ 取引適正化を推進する意義、判断基準の策定に係る考え方、コスト指標作成団体が果たす役割等を農林水産大臣が定める

### 飲食料品等の取引の適正化

食料の価格は需給事情や品質評価が適切に反映され、当事者間で決定されることが基本

飲食料品等の取引

売り手

買い手

取引における**努力義務**（法第36条）

- ① 持続的な供給に要する費用等の考慮を求める事由を示して協議の申出があった場合、誠実に協議
- ② 商慣習の見直し等の持続的な供給に資する取組の提案があった場合、検討・協力

取引条件の協議においてコスト指標を合理的な根拠のあるものとして活用することが可能

努力義務の実施状況を判断するための**基準（判断基準）**（法第37条）

- ⇒ 基本方針に基づき省令で策定
- ・ 協議の速やかな開始
  - ・ 協議における公表資料の尊重
  - ・ 検討結果の説明 等

指定飲食料品等

飲食料品等のうち、取引において、通常費用を認識しにくい品目を省令で**指定**（法第41条第1項）

基本方針に基づき、**コスト指標作成団体**を農林水産大臣が**認定**（法第42条第1項）

認定団体が**コスト指標**を作成・公表

情報提供  
措置の実施

### 実効性の確保

農林水産大臣

情報受付窓口の設置、食品等取引実態調査により、**情報収集・状況把握（フードGメン）**

判断基準に基づき確認

適切な実施を確保するため必要な場合、**指導・助言**（法第38条）

実施状況が著しく**不十分な場合**、実態の改善を**勧告**（法第39条第1項）※

勧告に従わない場合、事業者名、勧告した旨を**公表**（法第39条第2項）

公正取引委員会への通知

※ 報告徴収・立入検査を実施。

# 指定飲食料品等の指定とコスト指標の作成に必要な参画者の段階

飲食料品等であって、時の経過によりその品質が特に低下しやすいこと、日常生活必需品として日々その売買がされること等の性質により、十分な協議が行われずに取引条件が決定される傾向があることその他の事情から、取引において持続的な供給に要する費用について認識しにくいものを、農林水産大臣が省令で指定。(法第41条第1項)

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律施行規則（平成3年農林水産省令第38号）  
令和8年4月1日施行（1月30日公布）

## （指定飲食料品等の指定）

第二十六条 法第四十一条第一項の規定に基づき、次に掲げる飲食料品等を指定飲食料品等として指定する。

- 一 米穀
- 二 野菜
- 三 豆腐
- 四 納豆
- 五 飲用牛乳（成分調整牛乳を除く。第二十九条第五号において同じ。）

## （指定飲食料品等ごとの段階）

第二十九条 法第四十二条第四項第三号ロの農林水産省令で定める段階は、次の各号に掲げる指定飲食料品等の品目に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 米穀 生産、流通及び販売
- 二 野菜 生産、加工、流通及び販売
- 三 豆腐 その原料となる大豆の生産並びに製造、流通及び販売
- 四 納豆 その原料となる大豆の生産並びに製造、流通及び販売
- 五 飲用牛乳 その原料となる生乳の生産及び流通、製造並びに販売

コスト指標の作成に当たって、品目の事情に応じて、参画していただく必要がある段階

# コスト指標の消費者向けの活用イメージ（案）

- HP等で関係者の役割やコスト指標を表示。(小売事業者が必要に応じて消費者への説明に活用)
- メディア等への露出を通じて、広く消費者に費用を認識した購買行動を促す。(フェアプライスプロジェクト等)

## ○各段階の役割とコスト

### ①生産段階

稲を栽培して収穫、出荷。  
労働費、農機具費、燃料費、肥料費、農薬費等



### ②集荷段階

集荷（委託・買取）した米を検査、保管し、卸売業者等に販売。  
保管料・入出庫料、運賃、人件費等



### ③卸売段階

集荷業者等から仕入れた米を精米し、検査等を行い、全国のスーパーやレストラン、外食等へ販売。  
機械費、包装容器代、輸送費等

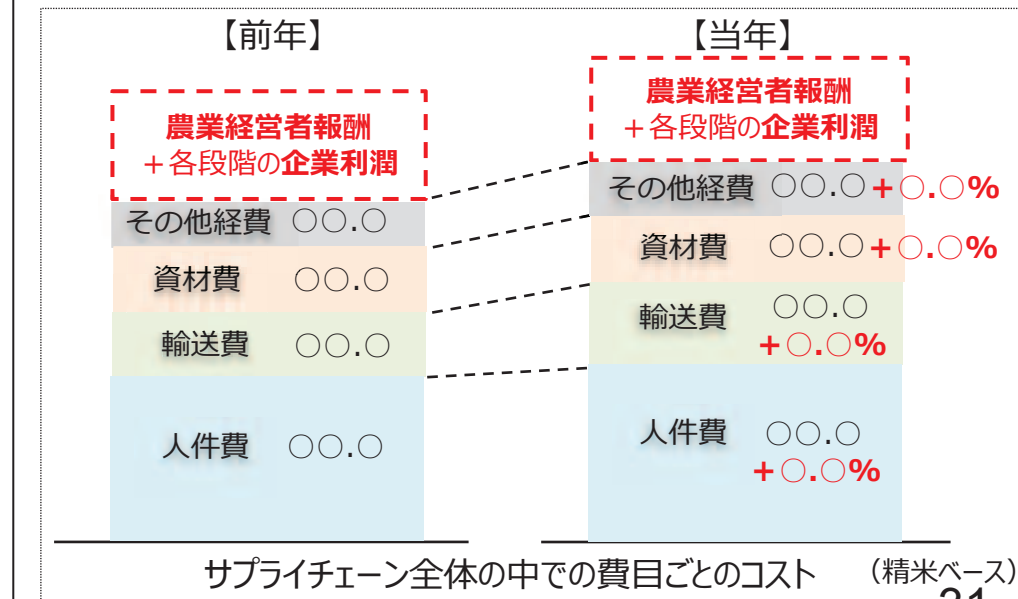
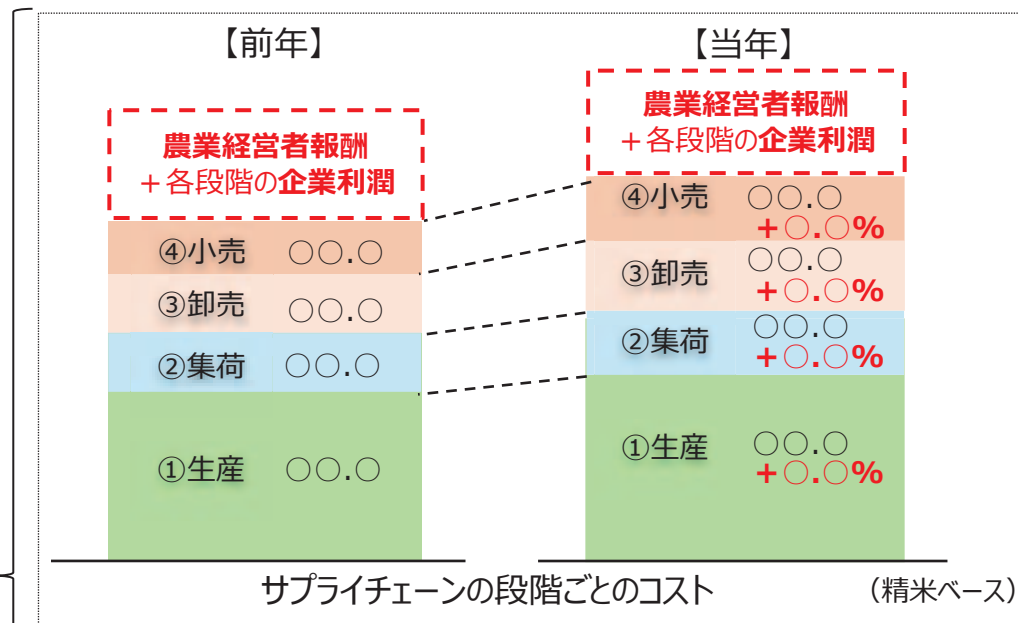


### ④小売段階

精米・袋詰めされた米を店頭販売。  
人件費、店内設備費、水道光熱費等



コスト指標



## 卸売市場における公表のイメージ①（指定飲食料品等を取り扱う市場の場合）

※インターネットの利用、場内掲示等により公表

【食品等の持続的な供給を実現するための取引の適正化に関する公表事項】

- 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「法」という。）第41条に基づき、農林水産大臣は、飲食料品等であって、取引においてその持続的な供給に要する費用について認識しにくいものを指定することができます。

当該指定を受けた指定飲食料品等のうち、本卸売市場において取扱予定のあるものは以下のとおりです。

野菜

- 上記品目について、法第42条第1項第1号に規定する、取引においてその持続的な供給に要する費用に関して参照すべき指標は、以下のとおりです。

（認定団体が公表する資料を転記、又はそのHPへのリンクを掲載）

- 法第36条に基づき、飲食料品等事業者等が飲食料品等の持続的な供給を図るため、取引において講ずるよう努めなければならないとされている措置の内容は以下のとおりです。
  - 一 取引の相手方から、その当該飲食料品等の持続的な供給に要する費用その他の考慮を求める事由を示して、取引条件の協議の申出がされた場合には、誠実に当該協議に応ずること。
  - 二 前号に掲げるもののほか、取引の相手方からの飲食料品等の持続的な供給に資する取組の提案に応じて必要な協力を行うようにすること。

- 卸売市場における価格形成の優良事例については、以下を参照ください。 ※必要に応じて記載  
（優良事例を記載、又は優良事例を紹介するウェブページへのリンクを掲載）

## 水戸市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例 参照条文

### 1 卸売市場法（昭和46年法律第35号）抜粋

（地方卸売市場の認定）

第13条 卸売市場であつて、第五項各号に掲げる要件に適合しているものは、当該卸売市場の所在地を管轄する都道府県知事（以下「都道府県知事」という。）の認定を受けて、地方卸売市場と称することができる。

2 その開設する卸売市場について前項の認定を受けようとする開設者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書（以下この条において「申請書」という。）を都道府県知事に提出して、同項の認定の申請をしなければならない。

- (1) 開設者の名称及び住所並びにその代表者の氏名
- (2) 卸売市場の名称
- (3) 卸売市場の位置及び施設に関する事項
- (4) 卸売市場の取扱品目並びに取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額に関する事項
- (5) 卸売市場の業務の運営体制に関する事項
- (6) 卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保に関する事項
- (7) 卸売市場の卸売業者に関する事項
- (8) その他農林水産省令で定める事項

3 申請書には、その申請に係る業務規程を添付しなければならない。

4 業務規程には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 卸売市場の業務の方法
- (2) 取引参加者が当該卸売市場における業務に関し遵守すべき事項

5 都道府県知事は、第1項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る卸売市場について次に掲げる要件に適合すると認めるときは、当該認定をするものとする。

- (1) 申請書及び業務規程の内容が、基本方針に照らし適切であること。
- (2) 申請書及び業務規程の内容が、法令に違反しないこと。
- (3) 業務規程に定められている前項第1号に掲げる事項が、次に掲げる事項を内容とするものであること。

イ 開設者は、当該卸売市場の業務の運営に関し、取引参加者に対して、不当に差別的な取扱いをしないこと。

ロ 開設者は、当該卸売市場において取り扱う生鮮食料品等について、農林水産省令で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の農林水産省令で定める事項を公表すること。

ハ 開設者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を公表すること。

- (1) 当該卸売市場において取り扱う食品等持続的供給法第42条第1項に規定する指定飲食料品等
- (2) (1)に掲げる指定飲食料品等の食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標
- (3) その他食品等持続的供給法第36条各号に掲げる措置の実施に資する事項として農林水産省

令で定めるもの

ニ 開設者は、業務規程に定められている遵守事項(前項第二号に掲げる事項をいう。以下この項において同じ。)を取引参加者に遵守させるため、これに必要な限度において、取引参加者に対し、指導及び助言、報告及び検査、是正の求めその他の措置をとることができること。

(4)から(9)まで (略)

6及び7 (略)

## 2 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律(平成3年法律第59号)抜粋

(飲食料品等事業者等の努力義務)

第36条 飲食料品等事業者等は、飲食料品等の持続的な供給を図るため、他の飲食料品等事業者等との飲食料品等の売買その他の取引において、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

(1) 取引の相手方から、その取り扱う当該飲食料品等の持続的な供給に要する費用その他特に当該持続的な供給を図るために考慮を求める事由を示して、取引条件に関する協議の申出がされた場合には、誠実に当該協議に応ずること。

(2) 前号に掲げるもののほか、取引の相手方から、その取り扱う当該飲食料品等の持続的な供給に資する取組の提案がされた場合には、必要な検討及び協力を行うこと。

(飲食料品等事業者等の判断の基準となるべき事項)

第37条 農林水産大臣は、基本方針に基づき、農林水産省令で、前条各号に掲げる措置に関し、飲食料品等事業者等の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、飲食料品等の品質、その生産、製造、加工、流通又は販売の各段階での取扱いの状況、その取引の実態その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

3 農林水産大臣は、第1項に規定する判断の基準となるべき事項を定め、又は前項の改定をしようとするときは、公正取引委員会に協議し、かつ、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くものとする。

(指導及び助言)

第38条 農林水産大臣は、飲食料品等事業者等の第36条各号に掲げる措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該飲食料品等事業者等に対し、前条第1項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、当該措置の実施について必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び公表)

第39条 農林水産大臣は、飲食料品等事業者等の第36条各号に掲げる措置の実施に関する状況が、第37条第1項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該飲食料品等事業者等に対し、その判断の根拠を示して、当該措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 農林水産大臣は、前項の勧告を受けた飲食料品等事業者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(報告及び検査)

第40条 農林水産大臣は、前条第1項の規定の施行に必要な限度において、飲食料品等事業者等に対し、第36条各号に掲げる措置の実施の状況に関し必要な報告をさせ、又は当該職員に、飲食料品等事業者等の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指定飲食料品等の指定)

第41条 農林水産大臣は、飲食料品等であつて、時の経過によりその品質が特に低下しやすいこと、日常生活必需品として日々その売買がされること等の性質により、十分な協議が行われず取引条件が決定される傾向があることその他の事情から、その飲食料品等事業者等間の売買その他の取引においてその持続的な供給に要する費用について認識しにくいものを、農林水産省令で指定することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、食料・農業・農村政策審議会及び当該指定をする飲食料品等の飲食料品等事業者等が主たる構成員又は出資者となっている団体その他の農林水産省令で定める者の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、第1項の規定による指定を解除しようとするときについて準用する。

(認定指標作成等団体)

第42条 農林水産大臣は、農林水産省令で定めるところにより、前条第1項の規定による指定をした飲食料品等(以下「指定飲食料品等」という。)ごとに、当該指定飲食料品等の飲食料品等事業者等(以下「指定飲食料品等事業者等」という。)又は当該指定飲食料品等事業者等が主たる構成員若しくは出資者となっている団体が組織する団体であつて、第4項各号に掲げる要件に適合すると認められるものを、その申請により、次に掲げる業務(以下「指標作成等業務」という。)を行う者として認定することができる。

(1) 当該申請に係る指定飲食料品等の指定飲食料品等事業者等間の売買その他の取引においてその持続的な供給に要する費用に関して参照すべき指標の作成及び当該指標の作成に資する資料の収集並びに当該指標の公表

(2) 当該申請に係る指定飲食料品等の持続的な供給の必要性及び前号に規定する指標に対する指定飲食料品等事業者等、一般消費者その他の関係者による理解の増進に資するために必要な情報の提供

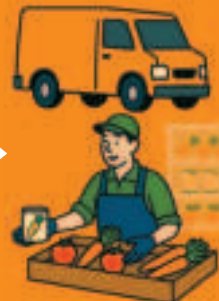
2から7まで (略)

# 農林水産物・食品の生産・製造・流通・小売業に 携わっている皆様へ

食料の生産と消費をつなぐ「食料システム」の持続性を確保するため  
新しい法律が創設されました。



## 食料システム法



## 概要パンフレット

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による  
事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律

はじめに  
～ 食料システム法の背景について解説します～

近年、農業の資材費や食品の原材料費等が高止まりし、食料の持続的な供給が困難に。

食料安全保障の確保を図る観点から、新たな「食料システム法」を制定。

### 食料システム法の第1の柱 ～合理的な費用を考慮した価格形成～

持続的な供給に要する費用を考慮した価格形成を進め、コストを下回る価格での取引を抑止

合理的な価格形成の実現

### 食料システム法の第2の柱 ～食品産業の持続的な発展～

国産原材料の活用や環境負荷の抑制等に取り組む食品産業の事業者への支援

食品の付加価値の向上

消費者の理解を得ながら、食料システム全体で食料の持続的な供給を実現

# 合理的な費用を考慮した価格形成（令和8年4月1日より開始）

## 今回の改正のポイント

- ① 食料全般の取引を対象として、取引の適正化に係る努力義務が課されます。
- ② 努力義務に対応した行動規範として、農林水産大臣が判断基準を定め、これに基づき、大臣による指導・助言等の措置が講じられます。
- ③ 農林水産大臣が指定した品目について、大臣が認定した団体がコスト指標を作成します。
- ④ こうした措置により、食品等の取引において費用の考慮を促し、コスト割れを抑止することが本法の目的です。

## 注目ポイント① 事業者の努力義務

食料全般を対象に以下の2つの努力義務が課されます。

- ① 持続的な供給に要するコスト等の考慮を求める事由を示して、協議の申出がされた場合、誠実に協議
- ② 商慣習の見直しなど、持続的な供給に資する取組の提案があった場合の検討・協力

取引当事者間で①②の努力義務を通じ  
実質的かつ誠実な協議等を促進

注) 努力義務を踏まえた事業者の行動規範(判断基準)については、今後、審議会等の意見も踏まえつつ、省令で具体化予定。

農林水産大臣が「食品等取引実態調査」を実施。

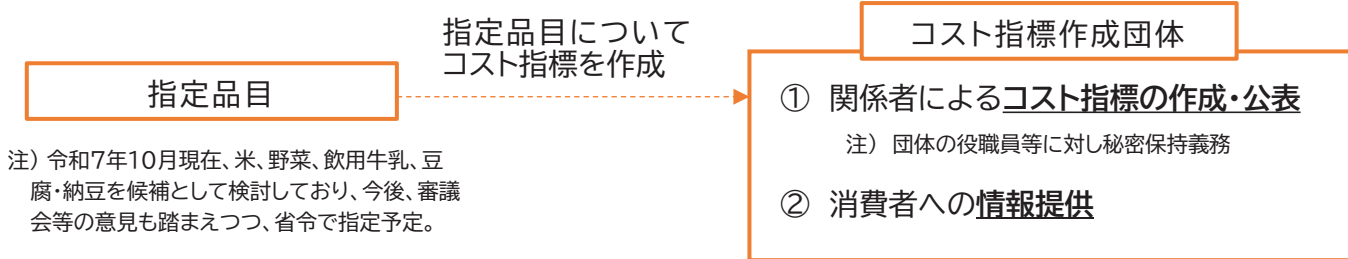
(令和7年10月1日より開始)

必要に応じて、指導・助言または勧告・公表。

注) 不公正な取引方法に該当する場合は、公正取引委員会に通知。

## 注目ポイント② コスト指標の作成・活用

農林水産大臣が指定した品目について、団体がコスト指標の作成・公表を行い、コスト指標を活用した制度の運用を行います。



注) 令和7年10月現在、米、野菜、飲用牛乳、豆腐・納豆を候補として検討しており、今後、審議会等の意見も踏まえつつ、省令で指定予定。

## 取組が不十分な場合のイメージ

以下のケース等について、取組が不十分であるとして、農林水産大臣の指導・助言等の措置の対象となり得ます。

- ① コストの上昇を説明したにもかかわらず、一方的に価格交渉を拒絶する
- ② 補助金等の支援措置を理由に、一方的に値引きを行う
- ③ 消費者の値頃感を理由に、一方的に納品価格を決める
- ④ 商慣習の改善に関する提案があるにもかかわらず、一方的に協力しない

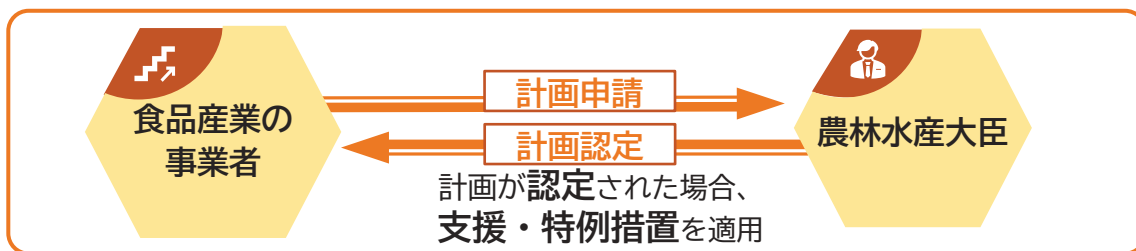
# 食品産業の持続的な発展(新たな計画認定制度) (令和7年10月1日より開始)

## 今回の改正のポイント

- ① 食品産業の事業者が、**生産者との安定的な取引関係の確立**などの取組を行う計画を作成し、**農林水産大臣の認定**を受けた場合、**各種支援・特例措置**を受けることが可能です。
- ② こうした支援措置により、事業者の取組を後押しし、**食品産業の持続的な発展**を図ることが本法の目的です。

## 制度の対象とスキーム

- ① **食品製造業者、食品卸売業者、食品小売業者、外食業者**の皆様が対象となります。
- ② 以下の**4つ**のうち**いずれか**の取組を行う計画が認定対象です。



### 01 生産者との安定的な取引関係の確立

- 💡 取組事例
- ・ 新たな産地との原材料調達に関する契約の締結
  - ・ 農林漁業者への出資

### 02 流通の合理化

- 💡 取組事例
- ・ 労働生産性向上のための設備の導入
  - ・ 新規需要先開拓のための新たな事業所の整備

### 03 環境負荷の低減

- 💡 取組事例
- ・ 食品の製造過程における食品ロスの削減
  - ・ 食品廃棄物の利活用

### 04 消費者に選ばれるための情報提供

- 💡 取組事例
- ・ 製品のサステナビリティ情報の消費者への発信
  - ・ 食品のコスト構造の見える化

✏️ 01~04のための **技術の研究開発** や **事業再編** も、認定の対象となります。

- 💡 取組事例
- ・ 資源循環に対応した食品容器包装の開発 (研究開発)
  - ・ 地元農家から主に原材料を調達する豆腐製造業者の株式取得 (事業再編)

## 認定による主なメリット

資金調達支援	🏦	中小企業者に対する長期・低利の融資
	🕒	融資を受ける際の債務保証
税制優遇	📄	中小企業の設備投資に対する税制優遇
	🌱	脱炭素化に向けた投資に対する税制優遇
研究開発	🔬	農研機構の所有する研究開発設備の利用

## Q & A

Q この制度はいつから開始されるのですか？

A 計画認定制度は令和7年10月より受付を開始しております。価格形成に関する制度は令和8年4月より開始いたします(※食品等取引実態調査は令和7年10月より開始)。

Q 計画認定制度の申請については、どこに相談すればよいのですか？

A 一部の場合を除き、お近くの地方農政局等が相談窓口となります。詳しくは、食料システム法のホームページご確認ください。

- 食料システム法 計画認定制度のホームページ

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/keikaku/gaiyou.html>



## お問い合わせ先

農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部 企画グループ 食料システム連携推進室

TEL(直通): 取引適正化関係 03-6744-2278

計画認定制度関係 03-3502-8051

Address: 〒 100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

## 関連URL

- 食料システム法

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/250623.html>



- 食品産業の持続的な発展に向けた検討会〈計画認定制度関係〉

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/jizokuu/index.html>



- 適正な価格形成に関する協議会〈取引適正化関係〉

[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/kaku\\_keisei/imdex.html](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/kaku_keisei/imdex.html)



- 農林水産省 適正取引推進のページ

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/teikiseitorihiki.html>

